

被災者支援制度一覧

被災の状況	内容	窓口	電話番号
常時居住の住居について、半壊・半焼以上の被害又は床上浸水等	災害見舞金の支給 自然災害・爆発・火災により被害を受けた方に、見舞金を支給します。	葵区地域総務課（区役所1階） 地域防災係	054-221-1343
		駿河区地域総務課（区役所3階） 区民生活係	054-287-8697
		清水区地域総務課（区役所4階） 防災・防犯係	054-354-2022
	災害救援品等の支給 火災・風水害・地震等災害により被災した方に、タオルや下着などの救援品等を支給します。（日本赤十字社静岡市地区の葵・駿河地区、清水地区で対応）	市民自治推進課/葵区・駿河区分（静岡庁舎15階） 自治活動支援係	054-221-1265
		清水区地域総務課/清水区分（区役所4階） 防災・防犯係	054-354-2022
床下・床上浸水 一部破損、半壊、全壊	被災証明書の発行 ※証明を受けるには、事前に被害調査が必要です。調査は各区の地域総務課に依頼してください。 なお、災害救助法が適用された場合は、葵区、駿河区は市民税課及び固定資産税課、清水区は清水市税事務所が対応します。	葵区地域総務課（区役所1階） 地域防災係	054-221-1343
		駿河区地域総務課（区役所3階） 区民生活係	054-287-8697
		清水区地域総務課（区役所4階） 防災・防犯係	054-354-2022